平成２７年（フ）第６６号
静岡県掛川市三俣648番地の１　プラシードＫ－Ｂ201、前住所静岡県掛川市中4842番地の４
債務者　木村カツエこと　キムラ　エジナ　カツエ
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第８８９号
大阪市生野区林寺４丁目３番６号　パシフィック林寺102号
債務者　石本　隆司
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１２号
大阪府枚方市東香里新町１番23―501号
債務者　田口　怜奈
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０４２号
大阪市淀川区東三国４丁目21番８号　シティハイツ東三国302号
債務者　佐々木洋子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６４号
栃木県下野市烏ヶ森１丁目２番地９　ハイツリベルテＢ棟102号室
債務者　野口　香織
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3645番地５　プリマヴェーラ東館205
債務者　渡辺　　潤
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3645番地５　プリマヴェーラ東館205
債務者　渡辺　百子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９１号
栃木県宇都宮市中戸祭町599番地４
債務者　金澤八代枝
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０４号
栃木県宇都宮市宝木本町1192番地59　メゾンラフォーレＡ－206、前住所栃木県宇都宮市東岡本町742番地517　コーポセレナＡ―203
債務者　金野　恒彦
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１７号
栃木県鹿沼市日吉町640番地　日吉町南市営住宅３号棟６号室、前住所栃木県鹿沼市武子545番地６
債務者　小林　良子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２０号
栃木県宇都宮市江曽島３丁目2573番地３
債務者　澤田　　洋
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２１号
栃木県宇都宮市鶴田町3639番地７　ディアス三の沢Ｃ棟201
債務者　柿沼　　茂
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２２号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目12番地　瑞穂野市営住宅18棟14号室
債務者　志田咲央美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月24日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第２３４号
佐賀県小城市牛津町上砥川177番地７　サンコーポラス牛津１棟205号、申立時の住所佐賀県多久市東多久町大字納所6392番地９
破産者　中野　恵子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年４月16日午前10時15分
平成27年３月13日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８４号
札幌市清田区清田１条４丁目５番19号　リラス１・４―202号
破産者　平井　義一
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年５月19日午後４時
平成27年３月19日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３４号
名古屋市名東区高社１丁目14番地　メゾン高社205号、従前の住所名古屋市名東区石が根町78番地　本郷パークマンション304号
破産者　永坂美惠子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月20日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後１時50分
平成27年３月19日
名古屋地方裁判所民事第２部